



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 太 平 電 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 野 尻 穰
(コード番号 1968 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 総 務 管 理 本 部 長
光 富 勉
(TEL. 03-5213-7211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日（本日）開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第75回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部追加するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化および充実を図ることを目的として、現行定款第19条の取締役の員数を「9名以内」から「11名以内」に変更を行なうものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりますので、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条（取締役の責任免除）の新設および現行定款第37条（社外監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、定款第29条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役より同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 発電および変電設備の設計ならびに施工</p> <p>(2) 土木工事および建築工事の設計ならびに施工</p> <p>(3) 鉱山、化学機械設備および清掃施設の設計ならびに施工</p> <p>(4) 電気通信設備、送配電線路、動力線および屋内線の設計ならびに施工</p> <p>(5) 塗装工事業</p> <p>(6) 電気および化学工業用機器の製作、修理ならびに販売</p> <p>(7) 自動車および建設機械等の修理ならびに販売</p> <p>(8) 労働者派遣事業 (新設)</p> <p><u>(9) 前各号に付帯する事業</u></p> <p>第3条～第18条 (省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (省略) (新設)</p> <p>第<u>29</u>条～第<u>36</u>条 (省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) ”</p> <p>(3) ”</p> <p>(4) ”</p> <p>(5) ”</p> <p>(6) ”</p> <p>(7) ”</p> <p>(8) ”</p> <p><u>(9) 発電および電気の供給に関する事業</u></p> <p><u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p> <p>第<u>30</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p>

<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>44</u>条 (省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年 6 月26日
定款変更効力発生日	平成27年 6 月26日

以 上